# 公益財団法人日本教育公務員弘済会　大学給付奨学生(予約型) Q&A (申請者向け)

| No. | ジャンル | Q(質問) | A(回答) |
|---|---|---|---|
| 1 | **募集** | 募集はいつから始まりますか。 | 募集期間は5月1日～6月12日です。郵送による必着で締切を厳守してください。 |
| 2 | **応募** | 大学の在学生は応募できますか。 | 大学進学を目指す高校生等を応募対象としているため、既に大学に在学している方の応募はできません。 |
| 3 | **応募** | 医・歯・薬・獣医など、6年制の学部・学科を志望していますが応募できますか。 | 申請は可能です。ただし、奨学金の給付期間は入学1年目から4年間となります。 |
| 4 | **応募** | 短期大学へ進学予定ですが、応募できますか。 | 修学期間が4年以上の大学への進学予定者を対象としているため、短期大学への進学予定者は申請できません。 |
| 5 | **応募** | 申請書に書く3つの大学以外の大学へ進学しても給付してくれますか。 | 申請書記載の大学以外でも、国内の国公私立大学への進学ならば対象であり、給付します。ただし、通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象にはなりません。 |
| 6 | **応募** | 外国籍の生徒は応募できますか。 | 日本国内の高等学校等の生徒であり、身元保証人が日本国内在住で日本国内の自治体が発行する所得証明書を提出できる方は、申請ができます。<br>海外の所得証明書しか提出できない方は、応募時の提出書類の要件を満たさないため、申請はできません。 |
| 7 | **応募** | 身元保証人は親以外の人でもいいのでしょうか。 | 身元保証人は、原則として父母もしくは兄姉・祖父母です。その他の方が身元保証人になられる場合は、島根支部へ相談してください。 |
| 8 | **応募** | どこに提出するのですか。 | 在籍する高等学校等へ提出してください。各高等学校等から1名まで島根支部へ応募することができます。 |
| 9 | **応募** | 親が代理で応募できますか。 | 必ず生徒本人が申請書等を書き、在籍する高等学校等へ提出してください。また、代理で直接支部へ応募することはできません。 |
| 10 | **応募** | 年収による応募制限はありますか。 | 同一生計の合計所得金額が400万円未満であれば申請可能です。 |
| 11 | **応募** | 応募資格による同一生計の合計所得金額400万円未満について詳しく知りたいのですが。 | 例えば、同一世帯で働いている人が一人いて会社員の場合、所得証明書に書かれている給与所得が400万円未満であれば申請できます。<br>同じく働いている人が二人いて、一人が会社員もう一人が自営で農業をしているケースでは、会社員の給与所得と農業の事業所得を合算した合計所得で判断します。<br>上記ケースで会社員の給与所得280万円、農業所得100万円ならば、280万円+100万円＝380万円＜400万円となり応募が可能です。 |
| 12 | **応募** | 他の奨学金との併用は可能ですか。 | 貸与・給付を問わず、他の奨学金との併用は可能です。 |
| 13 | **給付内容** | 毎月の給付金額はいくらですか。 | 月額3万円を給付します。 |
| 14 | **給付内容** | 給付期間は何年ですか。 | 在学する大学の正規の最短修業期間とし、4年間とします。 |
| 15 | **給付内容** | 奨学金の振込は毎月ですか。 | 5月、7月、10月、1月の各10日に3か月分が振り込まれます。 |
| 16 | **提出書類** | 成績証明書はいつまでのものですか。 | 高等学校等の直近までの成績(前年度末まで)が記載されているものです。 |
| 17 | **提出書類** | 所得証明書は誰のものを出しますか。 | 市町村発行の世帯全員(就学者除く)の直近年度の所得証明書を提出してください。コピーでの提出も可能です。<br>本人・兄弟姉妹の就学者のアルバイト所得等は記入不要ですので、提出は不要です。 |
| 18 | **提出書類** | 所得証明書はどの期間のものを出しますか。 | 市町村発行の直近年度の所得証明書をご提出ください。コピーでの提出も可能です。 |
| 19 | **選考** | 候補者選考に面接はありますか。 | 第一次選考を通過した申請者に対して、第二次選考で支部選考委員会による面接選考を行います。(原則、オンラインで行います)。 |
| 20 | **結果の通知** | 採用内定までの仕組やその通知について知りたいのですが。 | 第一次選考と第二次選考を実施して、理事長により最終的に採用内定者及び次点候補者が決まります。第一次選考後及び第二次選考後にそれぞれ選考結果を校長及び申請者へ文書で通知します。 |
| 21 | **結果の通知** | 採用・不採用の結果についてはどのように通知されるのですか。 | 支部長から校長に通知するとともに本人に採用(または不採用)通知書をもって通知します。 |
| 22 | **結果の通知** | 大学合格後(速やかに)に提出する必要のある書類はありますか。 | 採用内定者が大学に合格した場合、当会が給付予定者を確定する必要があるため速やかに「大学入学予定届」(大給奨学様式33)を支部に提出します。 |
| 23 | **大学入学後提出書類** | 大学入学後速やかにに提出する必要のある書類はどのようなものがありますか。また、いつまでに提出すればよいのですか。 | 大学入学後速やかに(遅くとも4月20日まで・締切厳守)以下の書類を島根支部に提出します。なお、在学証明書が期日までに提出されない場合は、採用内定を辞退したものとみなします。<br>・進学した大学の在学証明書<br>・「大学給付奨学生」誓約書(※必ず本人が手書きで記入します)<br>・大学給付奨学生金融機関口座振込依頼書<br>・異動報告書(引越等で申請書の記載事項に変更があった場合) |
| 24 | **大学入学後提出書類** | 奨学金の振込先となる金融機関の指定はありますか。 | 金融機関の指定はありません。ただし、申請者名義の口座である必要があります。 |
| 25 | **大学入学後提出書類** | 奨学金の振込先は親や身元保証人の口座でも可能ですか。 | 申請者以外の口座への振込はできません。奨学金の振込先は必ず申請者名義の口座にしてください。 |
| 26 | **結果の通知** | 採用・不採用の結果についてはどのように通知されるのですか。 | 結果については支部長を通じて校長に通知するとともに本人に採用決定通知書(大給奨学様式22)をもって通知します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 27 | **採用後** | 採用後の大学在学期間中に奨学生としての義務はありますか。 | ①毎年度4月20日までに在学証明書・進捗状況報告書を島根支部に提出します。なお、入学した年は進捗状況報告書の提出は不要です。<br>②4年間の給付が終了する年度末までに「成果報告書」を島根支部に提出します。<br>③奨学生又は身元保証人は、以下の場合に異動報告書を島根支部に提出します。<br>ア　奨学生が休学、復学、転学、留年、留学又は退学したとき<br>イ　奨学生が停学、その他の処分を受けたとき<br>ウ　奨学生が死亡したとき<br>エ　奨学生が住所、電話番号、名前を変更したとき<br>④当会本部が実施するセミナー等に参加します(オンライン開催の場合もあります)。 |
| 28 | **採用後** | 成果報告書の支部宛の提出は郵送ですか、それともメール提出でも良いですか。 | 成果報告書も進捗状況報告書と同様に郵送で島根支部へ提出してください。必ず提出期限である給付終了時までに提出してください。メールでの提出はできません。 |
| 29 | **給付** | 奨学金の使途について制限はありますか。 | 給付される奨学金は、学資金の支払いが特に困難である学生に給付されるので、学費、学業に必要な書籍購入費、生活費(食費、部屋代等)に充てることができます。ただし、遊興費等に充てることはできません。 |
| 30 | **給付** | 給付期間に留学することはできますか。 | 可能です。留学(公費留学、私費留学)する場合は、異動届の提出が必要です。事前に島根支部に相談してください。留学期間中も給付は継続します。 |

## ＜応募から給付開始まで＞

**応　　募**

申請者は、在籍する高等学校等の校長の推薦を受けて、高等学校等が所在する島根支部に**申請**

↓

**第一次選考**

支部選考委員会による書類選考、**結果通知**

↓

**第二次選考**

支部選考委員会による面接選考

↓

**採用内定**

高等学校等にて**採用内定通知書**を手交、**結果通知**

↓

**必要書類の提出**

大学入学後速やかに（遅くとも4月20日までに）**在学証明書**、**「大学給付奨学生」誓約書**、**大学給付奨学生金融機関口座振込依頼書**、（住所変更等場合により**異動報告書**）を島根支部に提出

↓

**採用決定**

在学確認後、**採用決定通知書**を送付

↓

**奨学金給付**

入学後の5、7、10、1月に3か月分を
金融機関口座振込依頼書に記載された
**口座へ送金**

## ＜入学２年目から４年目まで＞

↓

**必要書類の提出**

入学2年目～4年目の毎年度4月20日まで**在学証明書**、**進捗状況報告書**を島根支部に提出

↓

**成果報告書の提出**

４年目の年度末までに**成果報告書**を島根支部に提出

## ＜入学１年目から４年目まで＞

**大学在学期間中の異動**

必要に応じて**異動報告書**を島根支部に提出